

令和3年第11回議事録

黒石市農業委員会

議 事 録

- 1 開催日時 令和3年11月19日(金) 午前8時53分～午前9時33分
- 2 開催場所 黒石市産業会館4階 大会議室
- 3 出席委員 (12人)

会 長	11番 木 立 康 行		
会長職務代理者	10番 佐 藤 孝 文		
委 員	1番 佐 藤 陽 介	2番 今 隆 俊	
	3番 石 澤 孝 知	4番 長 内 康 之	
	5番 木 村 功	6番 高 橋 英 子	
	7番 工 藤 勝 彦	9番 工 藤 元 伸	
	12番 佐 藤 国 雄	13番 佐 山 秀 夫	
- 4 欠席委員 (1人) 8番 大 平 成 年
- 5 出席農地利用最適化推進委員 (5人)

・浅瀬石・迫子野木地区	佐 藤 仁		
・沖揚平・厚目内地区	森 山 栄 治	・山形地区	山 口 貴 佳
・六郷地区	加 藤 浩 揮	・中野地区	櫻 庭 太 志
- 6 欠席農地利用最適化推進委員 (1人) 黒石地区 高 木 一 弥
- 7 議事参与の制限委員 (0人)
- 8 付議案件

報告第26号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について

報告第27号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

議案第41号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

議案第42号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について

議案第43号 農用地利用集積計画の決定について

議案第44号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見について
- 9 事務局職員

事務局長	中 田 憲 人
事務局長補佐	大 溝 恵 水
農政農地係長	福 士 博 幸
主 査	外 川 勝 彦
主 査	櫻 田 一 久
主 事	工 藤 慎 也

中田事務局長	定刻前ではありますが、出席予定の委員が全員お揃いですので、会議を始めさせていただきます。 本日は、8番大平成年委員、高木一弥推進委員から欠席の連絡が入っております。 それでは、会議規則第4条の規定により会長に議長を務めていただき、会議を進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。
議 長	(開会のあいさつ) 黒石市農業委員会憲章の唱和を、佐藤孝文職務代理者をお願いします。
職務代理者	ご起立願います。 私が読み上げますので、一、農業委員会は、の次からご唱和をお願いします。 黒石市農業委員会憲章 一、農業委員会は、(全員で唱和) ありがとうございました。
議 長	ただいまから、令和3年第11回黒石市農業委員会総会を開会いたします。 在任農業委員中、出席委員が12人で定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたします。 また農地利用最適化推進委員につきましても、5人が出席しております。 次に、議事録署名者並びに書記の選任についてお諮りいたします。
委 員	「議長一任」の声
議 長	議長一任の声がありますので、私から指名いたします。 議事録署名者には、7番工藤勝彦委員、9番工藤元伸委員をお願いします。 書記には事務局の大溝補佐をお願いします。 なお、総会の議案書は、事前に各委員に配付しておりますので、事務局には要点の説明をお願いします。 議案の審議に入る前に、報告第26号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について」を事務局から報告をお願いします。
工藤主事	報告第26号は、農地法施行規則第21条の規定により、別紙のとおり農地法の許可を要しない権利取得に係る届出書を受理したので報告するものです。 別紙で説明いたします。 2ページをご覧ください。 令和3年10月受理分は、相続が7件、総面積51,257㎡、田が11筆24,943㎡、平畑が7筆23,138㎡、樹園地が1筆3,176㎡となっております。 以上です。
議 長	ただいまの報告について、審議事項ではありませんが、ご質問等がありましたら承ります。

委 員	「なし」の声
議 長	質問がありませんので、次に、報告第27号「農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について」を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。
工 藤 主 事	報告第27号は、農地法施行規則第68条第1項の規定により、別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告するものです。 別紙で説明いたします。 4ページをご覧ください。 受付番号48番は、馬場尻東の田、3, 698㎡を賃借人の都合により令和3年10月4日に合意解約したものです。 以上です。
議 長	ただいまの報告について、審議事項ではありませんが、ご質問等がありましたら承ります。
委 員	「なし」の声
議 長	質問がありませんので、以上で報告を終わります。 それでは、議案第41号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。
工 藤 主 事	議案第41号は、農地法施行令第1条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので審議を求めるものです。 別紙で説明いたします。 6ページをご覧ください。 今回の申請は、所有権移転が1件です。 (1) 所有権移転です。 受付番号32番は、南中野字堰下の畑2, 117㎡を、経営規模拡大のため売買により取得するものです。 譲受人は兼業農家であり、申請地周辺で会社を経営しているとのことです。耕作していくことに支障はないとのことです。 以上の申請につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。 なお、申請書及び添付書類の内容確認並びに申請地の現地調査にあたった委員より報告があります。 以上です。
議 長	それでは、申請書及び添付書類の内容確認並びに申請地の現地調査を行った3番石澤孝知委員に報告をお願いします。

石澤孝知委員	今回申請があった農地について、去る１１月５日、木村功委員、佐藤仁推進委員、私と事務局を交えて、申請書及び添付書類等の審査並びに現地調査した結果を報告します。 (１)の所有権移転です 受付番号３２番は、経営規模拡大のための申請です。売買によるものです。 現況は平畑で、権利取得後は、そばを栽培するとしています。譲受人は申請地周辺で産業廃棄物のリサイクル業の会社を営んでおり、兼業農家として妻と二人で耕作していく予定です。忙しい時は従業員にも手伝ってもらおうとのこと。 今回の申請は、権利を取得することで周辺農地及び農業上の利用において、影響はないものと思われます。 以上です。
議長	ただいまの説明及び報告について、ご意見、ご質問等がありましたら承ります。
佐藤国雄委員	現況は畑となっておりますが、今は何を作っていますか。
工藤主事	今は、一部で野菜を栽培しているとのこと。譲受人が取得した後は、土地を均して、そばを栽培していくとのこと。
佐藤国雄委員	譲受人は産廃業者で、過去に何度か農地に産廃を捨てて、撤去させたという経緯があります。何回か始末書も提出させているはずですが、そういうことも懸念されます。今回の申請は大丈夫なのでしょうか。
工藤主事	申請受付の際にも確認しましたが、栽培していくことに支障はありません。大川原の知り合いに話をし、そばを栽培するための機械は借りることになっているそうです。耕作するには問題はなく、今後、きちんと耕作しているかも確認していくつもりです。
佐山秀夫委員	そばはどこに売るのですか。大川原と一緒にやるとか、どこかに契約して売るとかであればいいですが、ただ作りっぱなしであれば、粗末になってしまうと思うのですが。国の交付金をあてにしているのであれば、出荷先をきちんとしないといけないのではないですか。
工藤主事	どこに売るかまでは確認しておりません。後ほど確認しておきます。
中田事務局長	そばについては、きちんと出荷しないと国の補助金は出ない制度になっております。
議長	農業委員会でも、これからも追跡調査をしていくということでよろしいですか。ほかに質問ございませんか。
委員	「なし」の声

議 長	質問がありませんので、本案については、原案のとおり決定したいと存じますが、ご異議ございませんか。
委 員 一 同	「異議なし」の声
議 長	ご異議がありませんので、議案第41号は、原案のとおり決定いたします。 次に、議案第42号「農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。
櫻 田 主 査	議案第42号は、農地法第5条第3項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、県知事に送付するため意見を求めるものであります。 内容について、別紙8ページから説明いたします。 受付番号10・11番は、一体利用のため、あわせて説明いたします。 申請人は記載のとおりです。 土地表示は、富田、登記地目は田、現況地目は田、となっております。 面積は2筆合計で5,677㎡であり、露店資材置場用地として取得し、利用したいとのことです。 受付番号10番は第1種農地となりますが、受付番号11番の敷地面積の一部分は、都市計画法の用途地域である工業地域に指定されているため第3種農地となり、残り部分は第1種農地に該当します。 こちらは、許可権者である県からの指導・助言として、申請する際、申請地1筆全体で第1種農地または第3種農地とみなすのではなく、1筆のうち第1種農地該当分・第3種農地該当分と分けて考えることになるためです。 農地区分につきましては、第3種農地部分は原則許可のため、問題ないものと思われます。 第1種農地部分は、不許可の例外である集落接続に該当し、問題ないものと思われます。 なお、申請地の詳細については、聞き取り及び現地調査を行った委員より報告があります。
議 長	それでは、聞き取り及び申請書、添付書類の内容確認並びに申請地の現地調査を行った3番石澤孝知委員に報告をお願いします。
石澤孝知委員	今回、5条申請があった土地について、去る11月5日、木村功委員、佐藤仁推進委員、私と事務局を交えて、聞き取り及び現地調査した結果を報告します。 受付番号10番・11番は一体利用のため、まとめて報告します。 転用目的は、露天資材置場用地として取得し、利用するものです。 場所は、旧北陽小学校から南南東へ約1Kmに位置しており、周辺は田及び宅地となっております。 申請の理由について聞き取りしたところ、申請者は建設業・産業廃棄物中間

	処理業を営み、申請地は事業所の隣地となっております。 従来、事業所隣地に資材置場を設けていましたが、業務拡大に伴い、一体利用できれば利便性が高いため、この用地を選定するに至ったとのことです。 周辺の農地への被害防止策としては、申請地の東側・西側についてはＬ型擁壁の設置、南側はフェンス設置と安定勾配の法面としたうえで、土砂流出の防止を行います。 なお、北側は事業所となっております。 粉塵対策としては、従来、高さのあるフェンスで対応をしており、今回申請となる敷地部分についてもＬ型擁壁の設置とフェンス設置により、対応をするとのことです。 雨水については、地下浸透および周辺の排水路に放流するとのことです。 以上、今回の申請について、聞き取り及び現地調査を行い、申請内容等を審査した結果、周囲の農地への被害防止計画、土地利用計画及び資金計画から判断して、転用することで周辺の農地に影響を及ぼすことはなく、問題ないものと考えられます。 以上です。
議 長	ただいまの説明及び報告について、ご意見、ご質問等がありましたら承ります。
佐山秀夫委員	申請地は、重機などを置いている場所の隣になりますか。
櫻 田 主 査	敷地の南側になります。
議 長	ほかに質問ございませんか。
委 員	「なし」の声
議 長	質問がありませんので、本案については、原案のとおり決定したいと存じますが、ご異議ございませんか。
委 員 一 同	「異議なし」の声
議 長	ご異議がありませんので、議案第４２号は、原案のとおり決定いたします。 次の議案第４３号につきましては、櫻庭太志推進委員の親族が審議対象になっておりますので、議事参与の制限の例に従い、当該事案審議開始から終了まで退席をお願いします。 （櫻庭太志推進委員退席） それでは、議案第４３号「農用地利用集積計画の決定について」を議題いたします。 事務局の説明をお願いします。
外 川 主 査	議案第４３号は、黒石市長から、別紙のとおり農用地利用集積計画を定めたい旨の通知があったので、農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定によ

	り農業委員会の決定を求めるものであります。 今回の申請は、使用貸借権設定が2件、賃借権設定が3件、所有権移転が3件です。 別紙10ページから説明いたします。 (1) 使用貸借権設定です。 受付番号6・7番に関しては、農地中間管理事業による5年間の新規設定となります。形式上は新規の扱いにはなっておりますが、集積計画の一括方式への切り替えとなったため、内容自体は変わらないままの更新です。 受付番号6番は、浅瀬石字広田の田、4, 800㎡です。 受付番号7番は、相続未登記農地で浅瀬石字桜田の田、3, 611㎡です。 (2) 賃借権設定です。 受付番号105番は、青山の田、3, 837㎡を5年間10a当たり9, 000円で、経営規模拡大のため、新規設定するものです。 受付番号106番は、馬場尻西の田、1, 868㎡を5年間10a当たり19, 500円で、再設定するものです。 受付番号107番は、南中野字オノ神の田、3, 123㎡を10年間10a当たり12, 500円で、再設定するものです。 (3) 所有権移転です。 受付番号42番は、黒石字浄光寺の田ほか、2筆合計1, 991㎡を経営規模拡大のため、所有権移転するものです。 受付番号43番は、花巻字村北の畑、1, 864㎡を経営規模拡大のため、所有権移転するものです。 受付番号44番は、末広の田ほか、2筆合計11, 230㎡を経営規模拡大のため、所有権移転するものです。 以上、計画書の内容及び申し出のあった際の聞き取りにより、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。 以上です。
議 長	ただいまの説明について、ご意見、ご質問等がありましたら承ります。
佐山秀夫委員	使用貸借権設定の6番なんですが、中間管理事業を使って使用貸借権を設定していますが、貸人は、10月に同じ農地のあっせんの申し出もしております。そうすると、機構集積協力金はどうなるのか、協力金をもらうとなるとあっせんの申し出はどういうことになるのか、説明をお願いします。
外 川 主 査	この土地は相続未登記であったんですが、令和3年9月に相続登記し、賃借も更新するとのことでした。その後、あっせんの申し出をしたため、もしも売買が成立した際には、協力金は返還の対象となります。ただ、買いたい人が現れるまでは今までどおり賃借することになりますので、このまま利用権の設定の手続きは進めることになります。
福 士 係 長	補足ですが、中間管理事業は契約が10年間という条件があります。その間

	に相続未登記農地を相続した場合、所有者が変わることになるため、その人の意向で売りたいとなれば、あっせんの申し出を受け付けることになります。売買が成立したら協力金が返還になるということは、所有者にも伝え、理解していただいております。
議 長	ほかに質問ございませんか。
委 員	「なし」の声
議 長	質問がないようですので、本案については原案のとおり決定したいと存じますが、ご異議ございませんか。
委 員 一 同	「異議なし」の声
議 長	ご異議がありませんので、議案第43号は原案のとおり決定いたします。 (櫻庭太志推進委員席に着く) 次に、議案第44号「農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。
福 士 係 長	議案第44号は、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定により、黒石市長から別紙のとおり依頼があったので意見を求めるものであります。 内容について、別紙で説明いたします。 14ページをご覧ください。 受付番号6番は、変更区分、農振農用地区域からの除外です。 農地の所在は、南中野字家岸、登記地目は畑、現況は平畑であり、変更面積は、797㎡のうち478㎡で、農家住宅建築用地として利用するものです。 農地区分では、第一種農地と判断されますが、不許可の例外のうち集落接続と判断されるため、問題ないものと思われます。 なお、申請地の詳細については、調査を行った委員から報告があります。 以上です。
議 長	それでは、申請地の現地調査を行った、3番石澤孝知委員に報告をお願いします。
石澤孝知委員	今回、農振農用地区域からの除外申請があった土地について、去る11月5日 木村功委員、佐藤仁推進委員、私と事務局を交えて、現地調査した結果を報告します。 受付番号6番は、農家住宅建築用地として利用するために、農振農用地区域から除外するものであります。 15ページ、図面番号6に示しておりますが、やすらぎの駐車帯西側隣地に位置しております。

	申請地の現況は平畑で、周辺の状況は、西側は農地、東側及び北側は、やすらぎの駐車帯などの雑種地であり、南側は、国道を挟んで南中野集落及び農地となっております。 申請地の位置から判断して、農振農用地区域から除外後は、一帯として南中野集落を形成するものと見るができます。 以上のことから、今回の申請では、農地転用の見込みがあるため、農振農用地区域から除外することに問題ないものと考えられます。 以上です。
議 長	ただいまの説明について、ご意見、ご質問等がありましたら承ります。
櫻庭太志推進委員	図面番号6に示している、やすらぎの駐車帯と申請地がずれていると思うのですが。
福 士 係 長	申し訳ありません。訂正いたします。
議 長	ほかに質問ございませんか。
委 員	「なし」の声
議 長	質問がないようですので、本案については原案のとおり決定したいと存じますが、ご異議ございませんか。
委 員 一 同	「異議なし」の声
議 長	ご異議がありませんので、議案第44号は、原案のとおり決定いたします。これで議案の審議は終了いたしました。 以上で、令和3年第11回黒石市農業委員会総会を終了いたします。 午前9時33分 終了 黒石市農業委員会会議規則第22条第2項の規定により、ここに署名押印する。 令和3年11月19日

議長 木立 康行 

議事録署名者 工藤 勝彦 

議事録署名者 工藤 元伸 